

第八次看護職員需給見通しの推計について

【大阪府医療審議会における決議の取り扱い】

- 国による需給見通しの最終推計ツールの提示時期が12月末から3月中旬に、また、国への報告時期が3月末から7月末に変更
- 今後のスケジュール
 - ・2019年6月 ・大阪府看護需給見通し検討部会の開催（※）
 - ・同 7月 ・推計値を国に報告
 - ・2020年3月 ・大阪府医療審議会で推計値を報告（予定）

※ 部会の決議をもって医療審議会の決議とする

大阪府医療審議会第八次大阪府看護職員需給見通し検討部会設置要綱
第4条第5項 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

【第八次大阪府看護職員需給見通し検討部会】

- 役割 ・2025年の看護職員需給見通しの推計方法及び推計値について審議・承認
・推計結果にもとづき、今後の看護職員確保策を協議
- 委員

大阪府私立病院協会会長		生野 弘道
大阪府立大学看護学研究科長		上野 昌江
大阪精神科病院協会会長		河崎 建人
大阪府医師会理事		北村 良夫
大阪府病院協会会長		佐々木 洋
大阪府看護協会会長（部会長）		高橋 弘枝
大阪府訪問看護ステーション協会会長		立石 容子
専門委員 大阪府社会福祉協議会老人施設部会部会長		岩田 敏郎
大阪府助産師会会長		保元 明子

【参考】

【2025年の看護職員需給見通しの推計の現状】

- 看護職員の需給見通し
国が職員確保の基本資料として、都道府県からの報告を基に、概ね5年毎に策定。
- 推計方法(案)
人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制構築の観点から、地域医療構想との整合性の確保や、将来の医療需要をふまえ、看護職員の需給を算出。

○需要

医療需要 (*1) あたりの看護職員数×将来の医療需要＝将来の看護職員の需要数

*1：一般病床及び療養病床、精神病床、無床診療所、訪問看護事業所、介護保険サービス
保健所・市町村・学校養成所等における需要数は府で独自に計算

○供給（前年の看護職員数＋新規就業者数＋再就業者数）×（1－離職率）